○農林水産省告示第八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町湯ノ花字寺沢山庚一七五の一、字湯ノ上山己七九四の一、字滝沢山己八一九の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町小高林一から四まで、五の四、五の五、六から二六まで、二七の二、二八から三四まで、三六から四四まで、六〇八、戸中二〇二の二、二〇四の二、二〇四の三、二〇五の二、二〇九の二、二一〇の二、二一一の二、二五一の二、二五八の二、二七一の一から二七一の三まで、二八四、二八五の一、二八五の二、二八六の一から二八六の四まで、二八七、二八八、五二二から五二四まで、精舎七四から七六まで、七七の一、七八から一〇一まで、一〇二の一、湯ノ花字背戸山甲七七六、甲七七七の一、甲七七七の二、宮里字幽沢山二七一九、二七二〇、二七二一のイ、二七二一の二、二七二二、二七二二の二、字引櫻山三〇三から三〇四九まで、八総字白倉山丙二二四の一から丙二二四の三まで、丙二二四の五から丙二二四の八まで、字高平丙五三の二から丙五三の一六まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

戸中二〇二の二、二〇四の二、二〇四の三、二〇五の二、二〇九の二、二一一の二、二一一の二、二五一の二、二五八の二、二五九の二、二六〇の二、二七一の二、二八五の二、二八六の二、二八七の三、五二二から五二四まで、精舎七四、七六、湯ノ花字背戸山甲七七六、甲七七七の一、甲七七七の二、宮里字幽沢山二七一九、字引櫻山三〇四九

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡下郷町大字戸赤字井戸沢三八二、三九五の二、四〇三、四〇五、四〇六、四〇八の一、四〇八の二、四〇九、四一〇、四一一の一から四一一の四まで、四一二、一五九六の一、一五九六の二、一五九七、一五九八、一五九九、大字枝松字餅倉山七〇三の二、七〇三の六から七〇三の一〇まで、七〇三の一二から七〇三の一七まで、七〇三の一九

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井戸沢四一一の六

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡下郷町大字弥五島字西浦居村三三五から三四〇まで、三四五の一、字上ノ山四九八八、四九九七、四九九八の二、四九九八の三、五〇〇二から五〇三三まで、五六三八から五六四四まで、五六四五の一、五六四五の二、五六四六、五六四七、五六四八の一、五六四八の二、五六四九の一、五六四九の二、五六五〇、五六五一、五六五三の一、五六五三の二、字中大倉四三四七、四三四八、四三五一の一、四三五一の二、四三五二の二、四三五二の三、四三五二の五、字山之神四六〇九の二、四六一〇の一、四六一〇の四、四六一〇の六、字石倉畑五一七八、五七三五の二から五七三五の九まで、五七三六、五七三七の一、大字澳田字袖ケ窪甲一九二七から甲一九四四まで、甲一九四六、甲一九四八から甲一九五四まで、字苅倉甲一九五五の一、甲一九五五の九から甲一九五五の一五まで、甲一九五五の三一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ山五〇〇四、五〇〇五、五〇〇七、五〇一〇、字中大倉四三五二の五、字山之神四六一〇の一、字石倉畑五一七八、字小桑窪五六八八の一〇、五六八八の一二、五六八九の三、五六八九の四

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市川前町下桶売字荻八四の二、字上高部二一二、字志田名一七四の三、一八八の四、一九〇の二、字西向七二の三、七二の四、七三の二、七四の二、字五味沢二一三の三、二一九の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　(一)　変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県阿南市細野町中上七七から七九まで、八〇の一、八〇の二、八二、山口町串坂二二、二三の一、二四、七四の一から七四の三まで、大田井町松ノ岡一二二の二、一二三の一